

# 駐車監視員活動ガイドライン

令和3年11月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。(赤字は改定部分)

活動方針 駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重	◎ 最重点路線		
	路線 ( 区間 )		重点時間帯
	市道129号線	梅ヶ坪交差点～J R春日井駅	8時～22時
	県道内津勝川線	柏井町1丁目50番地先交差点～勝川4丁目交差点	
点	○ 重点路線		
	路線 ( 区間 )		重点時間帯
路	国道19号線	春日井市内全線	9時～22時
	国道155号線	春日井市内全線	
	県道高蔵寺小牧線	高蔵寺北交差点～坂下町6南交差点	
	市道137号線	坂下町4交差点～岩成台南交差点	
	県道内津勝川線	坂下小学校前交差点～柏井町1丁目50番地先交差点	
	県道春日井一宮線	新興橋～八事南交差点	
	県道下半田川春日井線	新東谷橋北交差点～神領町交差点	
	主要地方道春日井長久手線	守山区境～中央通2交差点	
	県道神領停車場線	J R神領駅～神領町交差点	
	県道神屋味美線	小牧市境～惣中町3丁目	
線	市道122号線	惣中町3丁目～南方、国道302号線まで	

重	◎ 最重点地域		
	地域 ( 町名 )		重点時間帯
点	J R春日井駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央通1丁目、2丁目</li> <li>乙輪町1丁目、2丁目、3丁目</li> <li>上条町1丁目～6丁目</li> <li>割塚町</li> <li>弥生町1丁目、2丁目</li> <li>八事町1丁目～3丁目</li> <li>篠木町1丁目～5丁目(県道内津勝川線以南)</li> <li>貴船町</li> <li>ことぶき町</li> <li>菅大臣町</li> <li>小木田町(J R中央線以北)</li> <li>林島町2丁目～4丁目</li> <li>林島町・瑞穂通1丁目～8丁目</li> <li>関田町1丁目～3丁目</li> <li>鳥居松7丁目、8丁目</li> </ul>	8時～22時
	勝川地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>勝川町6丁目～9丁目</li> <li>旭町1丁目</li> <li>八光町1丁目</li> <li>松新町1丁目～6丁目</li> <li>小野町1丁目～6丁目</li> <li>柏井町1丁目～5丁目</li> <li>柏井町6丁目、7丁目</li> <li>角崎町</li> <li>杵ヶ島町</li> <li>篠田町</li> <li>大和通1丁目、2丁目</li> <li>若草通1丁目、2丁目(一部)</li> </ul>	8時～22時
地	○ 重点地域		
	地域 ( 町名 )		重点時間帯
	藤山台地区	藤山台1丁目～10丁目	9時～22時
	勝川地区	中切町1～3丁目・下条町・下条町1～3丁目	9時～22時
	鳥居松地区	鳥居松1丁目～6丁目	9時～22時
	高蔵寺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>高蔵寺町1丁目～4丁目</li> <li>高蔵寺町北1丁目～4丁目</li> <li>白山町1丁目～8丁目</li> <li>高座台1丁目</li> <li>気噴町1丁目～5丁目</li> <li>気噴町北1丁目、2丁目</li> </ul>	9時～22時
	中央台地区	中央台1丁目～8丁目	9時～22時
	岩成台地区	岩成台1丁目～10丁目	9時～22時

愛知県春日井警察署